

令和8～9年度神奈川県立青葉総合高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立青葉総合高等学校は、「教育委員会不祥事ゼロプログラム作成方針」に基づき、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

1 実施責任者

神奈川県立青葉総合高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

2 課題、目標及び行動計画

課題	目標	行動計画
①法令遵守意識の向上 ・法令の遵守（高い倫理観の保持及びわいせつ事案をはじめとする不祥事の根絶） ・服務規律の徹底	公務員、特に教育公務員としての使命と責任を自覚し、行動する。	(1) 管理職は、職員の「神奈川県職員行動指針」の携帯状況を確認し、公務員としての自覚を持った行動を促す。 (2) 不祥事防止研修会を通じた注意喚起を職員が輪番で担い、全職員がチェックリストを利用してケースごとの対応を確認する。 (3) 職員間の情報共有やコミュニケーションを通して同僚性を高め、風通しのよい職場づくりを推進する。
②職場のハラスメントの防止 ・パワハラ、セクハラ、マタハラ等の防止	職員一人ひとりが人権意識に基づきハラスメントについての理解を深めたうえで、ハラスメント行為の未然防止について当事者意識を持って行動し、ハラスメント行為を行っている職員はゼロを目標とする。	(1) 教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料等を活用した職場研修を行い、職員の意識啓発を図る。 (2) 管理職は、校内を日常的に巡視し、職員への声掛けをする。 (3) 管理職は、職員がグループや学年団の所属にかかわらず積極的に同僚に声掛けをし、相談しあえる雰囲気を作れるように働きかける。
③生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って行動し、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標とする。	(1) 教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料等を活用した職場研修を行い、職員の意識啓発を図る。 (2) 生徒指導、部活動指導等は複数人で対応する。 (3) 管理職は、授業や部活動の様子、校内各室の利用状況を日常的に巡視する。 (4) 携帯電話・スマートフォンや電子メール等の適切な使用に関する不祥事防止会議及び職場研修会を開催し、職員の不祥事防止意識の向上を図る。

④体罰、不適切な指導の防止	職員一人ひとりが体罰・不適切指導の未然防止について当事者意識をもって行動し、生徒に対する体罰、不適切指導を行っている職員はゼロを目標とする。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会不祥事防止職員啓発資料等を活用した職場研修を行い、職員の意識啓発を図る。 (2) 部活動指導において、複数の顧問による相互チェックが働く体制を整える。 (3) 教員間や部活動インストラクター等との連携と情報交換を密に実施する。 (4) 保護者、職員の共通理解、共通認識を図り、生徒に教職員等から不適切な指導を受けた際に相談できる窓口を周知する。
⑤成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	定期試験、成績処理、調査書等の文書作成での事故を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る不祥事防止会議を開催し、職員の事故・不祥事防止意識の向上を図る。 (2) 成績処理業務、試験問題作成、調査書及び各種証明書発行手続き等に関する手順や日程等について再確認し、慎重かつ正確な点検を実施する。
⑥個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	個人情報の流失や誤廃棄を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報の管理、情報セキュリティ対策に関する不祥事防止会議を開催し、職員の事故・不祥事防止意識の向上を図る。 (2) 生徒指導、教育指導等で生徒の個人情報を収集する際には、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、所定の様式を届け出て、収集・登録・管理・廃棄までの作業を厳正に行う。 (3) 教務手帳は鍵のかかる職員室内の教務手帳ロッカーで管理し、校外に持ち出さないことを徹底する。
⑦交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通法規の遵守の徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通法規の遵守と交通事故防止について啓発資料を配付し、意識啓発を図る。 (2) 事例の紹介による法令順守はもとより、余裕を持った行動が事故防止につながる点を職員相互の声掛けなどにより啓発を図る。

⑧業務執行体制の確保等(情報共有、相互チェック体制、業務協力体制)	職員間の相互チェック体制や業務協力体制を確立し、不適切な業務執行を未然に防止する。	(1) 業務遂行にあたって、学年・グループ内で情報の共有を図り、職員相互で点検・確認を行い業務が特定の職員に偏ることがないように業務を遂行する。 (2) 起案文書について、回議対象者は起案者と同等の責任を負うことを認識し、入念な点検を行う。
⑨会計事務等の適正執行	財務規則等を遵守した適切な事務手続きを徹底する。	(1) 私費会計基準等に基づき、複数職員による計画的な出納管理を徹底する。 (2) 年度初めに会計担当者説明会を行い、担当者への適切な執行ルールの徹底を図る。
⑩入学者選抜に係る事故防止	入学者選抜業務に係る事故不祥事の発生を未然に防止する。	(1) 入学者選抜に係るマニュアル及び点検体制を整備するとともに、職員対象の研修会を実施し、職員全体の共通理解のもとに入学者選抜に臨む。 (2) 複数の職員による確実な点検体制を確立し、マニュアル等を順守した適切な事務処理の徹底を図る。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和9年9月末日までに実施状況を確認し、未実施の項目があった場合は、令和9年10月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和10年3月に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果新たな目標設定(各目標の修正を含む。)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、翌令和10年度からの神奈川県立青葉総合高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

最終検証を踏まえて「実施結果報告」を取りまとめ、結果を学校公式ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議がこれを行う。